

## 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学再雇用規程

令和3年4月1日 規程第28号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員就業規則（令和3年規則第16号。以下「就業規則」という。）第21条第1項第2号の規定により退職した後、再雇用された職員及び同規則第24条第1項の規定により再雇用された職員（以下これらを「再雇用職員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期等)

第2条 再雇用職員の任期は、原則として4月1日から3月31日までの1年間とする。

2 再雇用職員には、試用期間を設けないものとする。

(任期の更新)

第3条 再雇用の任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

2 前項の場合においては、理事長は、あらかじめ再雇用職員の同意を得なければならない。

(勤務形態)

第4条 再雇用職員の勤務形態は、フルタイム勤務又は短時間勤務とする。

(勤務時間)

第5条 再雇用職員の勤務時間は次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) フルタイム勤務 1週間当たり38時間45分、1日の勤務時間は7時間45分とする。

(2) 短時間勤務 1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内とし、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で理事長が定める。

2 再雇用職員の勤務時間、休日、休暇等については、前項に定めるもののほか、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（令和3年規程第17号）による。ただし、短時間勤務する再雇用職員については、次の各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(1) 日曜日及び月曜日に加えて火曜日から土曜日までの間において週休日を設けることができる。

(2) 年次有給休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で理事長が別に定める日数とする。

(給与)

第6条 再雇用職員の給料表の種類は次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 一般職給料表(別表第1)

(2) 教育職給料表(別表第2)

2 フルタイム勤務する再雇用職員の給料月額、その者に適用される給料表に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3 短時間勤務する再雇用職員の給料月額は、前項の規定による給料月額に、前条第1項第2項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 再雇用職員の給与については、前3項に定めるもののほか、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員給与規程(令和3年規程第12号)による。ただし、医師等調整手当及び扶養手当については支給しないほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(退職手当)

第7条 再雇用職員に対しては、退職手当は支給しない。

(その他の勤務条件)

第8条 前6条に定めるもののほか、再雇用職員の服務その他の勤務条件は、就業規則による。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、再雇用職員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 当分の間、別表第1及び別表第2の規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.43を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表第1 (第6条関係)

一般職給料表

職務の級	給料月額
1級	192,000円
2級	219,500円
3級	260,000円
4級	279,700円
5級	294,900円

6 級	320,600 円
7 級	362,700 円
8 級	396,200 円
9 級	448,000 円
10 級	528,700 円

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

## 別表第 2（第 6 条関係）

### 教育職給料表

職務の級	給料月額
1 級	288,000 円
2 級	299,000 円
3 級	321,200 円
4 級	406,100 円

備考 この表は、大学に勤務する副学長、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

### 附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 5 年 12 月 27 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（理事長への委任）

- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 6 年 12 月 24 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（理事長への委任）

- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の規定は令和 7 年 3 月 29 日から施行する。

（その他の経過措置の理事長への委任）

2 この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が別に定める。